【小型浄化槽設置費補助】

1. 本体費用

工事内容	工事等金額(円)	補助対象額(円)	適 用
浄化槽本体 (人槽)			
ポンプ槽			
運搬費			
小計①			

2. 設置工事費

工事内容	工事等金額(円)	補助対象額(円)	適 用
小 計 ②			

合 計 ①	+2	

※補助上限 5人槽:332,000円、7人槽:414,000円、10人槽548,000円

【宅内配管工事費補助】

- 3. 宅内配管工事費
 - □既存住宅等に設置された汲取り便槽、単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換
 - □建替・増改築による転換

工事内容	工事等金額(円)	補助対象額(円)	適用
合 計			

※補助上限300,000円 (建替・増改築による転換の場合は150,000円)

【撤去費補助】

4. 撤去費 □汲取り便槽撤去 □単独処理浄化槽撤去

工事内容	工事等金額(円)	補助対象額(円)	適用
合 計			

※補助上限 汲取り便槽撤去:90,000円、単独処理浄化槽撤去:120,000円

【その他経費】

工事内容	工事等金額(円)	補助対象額(円)	適 用
小 計			

記載方法等について

太枠の欄に工事内容と金額を記載してください。

金額は消費税抜きの金額を記載してください。

値引きがある場合は、値引き後の金額を記載してください。

※網掛けの欄は尾道市上下水道局下水道課で記載します。

1. 本体費用

浄化槽の本体費用を記載してください。

ポンプ槽一体型の浄化槽の場合、ポンプ槽の費用も本体費用に含めてください。 浄化槽の運搬に係る費用は本体費用に含めてください。

2. 設置工事費

浄化槽本体の設置に必要な工事費を記載してください。 掘削工事、基礎工事、据付、埋戻工事、上部スラブ工事、ブロア設置等 ※流入又は放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く

3. 宅内配管工事費(汲取り便槽、単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換) 該当する項目にチェック☑を記載してください。

浄化槽への流入管(便所、台所、洗面台、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する放流先(側溝等)までの放流管の設置に係る工事費を記載し してください。

排水管布設費、汚水管・雑排水管・ますの資材費等 ※給水管、雨水管の布設工事、便器・洗面台等の器具を除く

4. 撤去費

該当する項目にチェック☑を記載してください。

汲取り便槽、単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費(掘り出し作業から最終処分 まで(掘り出し、洗浄、分解、運搬、最終処分等)に係る費用)を記載してくださ い。

上記費用に当てはまらない工事費等については【その他経費】欄に記載してください。

本明細書とは別に数量等記載されている見積書・明細書を添付してください。

閑居